# 第8期成田市介護保険事業計画

令和3 (2021) 年度~令和5 (2023) 年度

概要版

令和3年3月 **成田市** 

# 1 計画策定の背景

#### ● ■ 高齢化の進行

成田市では、県全体・県内他市町村と比較し、これまで高齢化率は必ずしも高くありませんで したが、今後の急速な高齢化が見込まれます。団塊の世代が75歳を迎える2025年問題や、団塊 ジュニア世代が65歳を迎える2040年問題は、本市において特に課題となるところです。

#### ● ● 地域共生社会の実現

誰もが住み慣れた場所で、その人らしい生活を継続していけるよう、住民、社会福祉協議会等の団体、行政がそれぞれの役割を認識し、「我が事」の意識で協働していくことが求められます。また、生活困窮や引きこもりなどの複合的な地域課題に対応するため、医療、介護、予防、住まい、生活支援を切れ目なく提供して総合的に支援する「地域包括ケアシステム」を深化させて、高齢者、障がい者、子ども、子育て世代等を包含する「丸ごと」の支援が求められており、このような地域共生社会を実現することが必要です。

#### ● ● 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

今後高齢化が一層進むと見込まれる本市において、介護予防・健康づくりの取組は、高齢者の健康や生活の質という観点から重要であり、加えて、共助の仕組である介護保険財政の運営における安定性・持続性に資することとなります。また、こうした介護予防・健康づくりの観点からも、高齢者が支援の「受け手」としてのみではなく、「担い手」としても参加できるよう、高齢者の活躍の場づくりに向けた支援を行うことが必要です。

# 2 計画の位置付けと期間

本計画は、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画であり、介護保険サービスの 提供や地域支援事業を円滑に推進するために、基本目標や事業内容等について定めます。また、 老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と一体のものとして作成します。

介護保険法

老人福祉法

第8期成田市介護保険事業計画(本計画)令和3(2021)年度~令和5(2023)年度

- ●介護保険法に基づく介護保険事業計画
- ●老人福祉法に基づく老人福祉計画

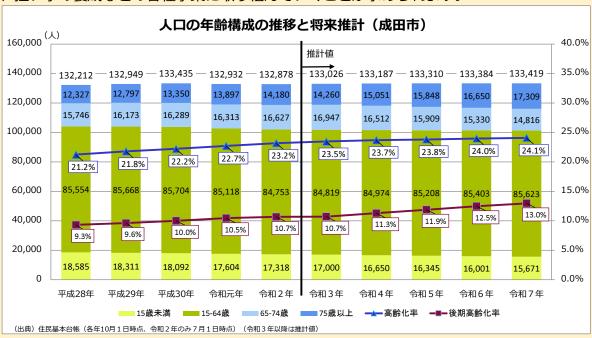


成田市における一体的な高齢者福祉施策の推進

# 3 本市の現状

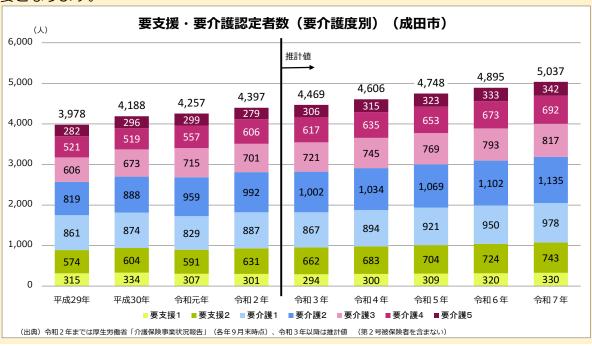
#### ● ● 高齢者数の増加

本市の人口は近年減少傾向にありますが、高齢者数は右肩上がりの伸びを続けています。今後、高齢者数、特に75歳以上の後期高齢者数の更なる増加が見込まれる一方、64歳以下の人口の減少が見込まれることを踏まえて、支え合いの体制づくり、健康寿命の延伸を含めた介護予防、担い手の養成などの各種事業に取り組んでいくことが求められます。



#### ● 要支援・要介護認定者数の増加

高齢者数が増加している本市においては、要支援・要介護認定者数も右肩上がりに伸びており、今後も増加局面が続くものと見込まれる中で、継続的な介護予防・重度化予防の取組が一層 重要となります。



# 4 計画の基本理念と基本目標

NARITAみらいプラン第2期基本計画の施策の体系を踏まえつつ、基本理念を成田市総合保健福祉計画と共有します。

#### ● 基本理念 ●

# 健康で笑顔あふれ 共に支え合うまち 成田

#### 基本目標1 支え合いのまちづくり

- 現 状 高齢化が一層進む中、高齢独居世帯・高齢夫婦世帯や認知症高齢者も増加しており、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためには、地域での支え合いが一層重要となります。
- 目標 支え合いの具体化に向けて、支え合いの推進体制を整備するのに加え、啓発や研修等を通した支え手の養成や、支え合いに参加するきっかけづくりとしての動機付け等を行い、総合的な「支え合いのまちづくり」の推進を目指します。

#### ●主な施策●

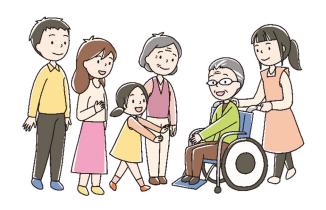
- ・生活支援サービスの体制整備【拡大】
- ・地域介護予防活動支援事業(高齢者居場所づくり事業補助金)【新規】
- ・地域介護予防活動支援事業(介護支援ボランティア活動推進事業)【拡大】
- ・認知症施策の推進 認知症地域支援推進員等設置事業 【拡大】
- ・ (仮称) 成年後見支援センター運営事業【新規】

#### 基本目標2 介護予防・健康づくりと生きがいのまちづくり

- 現 状 令和7 (2025) 年・令和22 (2040) 年を迎えていくに当たって、介護予防・健康づくりの取組を通した健康寿命の延伸が非常に重要となります。また、健康寿命の延伸には、生きがいづくりとセットで取り組むことが効果的です。
- 目 標 地域と連携した介護予防・健康づくりの取組を進めるとともに、高齢者が生きがいを持って地域社会に参加することのできる環境づくりを進め、「介護予防・健康づくりと生きがいのまちづくり」の推進を目指します。

#### ●主な施策●

- ・健康づくり意識の普及、健康教育、健康相談
- ・生活習慣病の予防とがん検診の実施
- ・シルバー人材センターを通じた就労機会の推進
- ・成田市オンデマンド交通の運営
- · 一般介護予防事業





#### 基本目標3 安心した暮らしのためのまちづくり

- 現 状 介護・医療が必要となった場合における支援や日常生活の支援等が、利用者の ニーズに応じて提供され、不安なく地域で暮らせる「地域包括ケアシステム」の更なる推進が 重要となります。
- 目標 高齢者のニーズに応じて適切な支援・サービスが提供される体制の構築に向け、相談支援や情報共有・連携の体制、また、地域主体の取組を推進する体制の整備を通し、「安心した暮らしのためのまちづくり」の推進を目指します。

#### ●主な施策●

- 総合相談支援体制の推進
- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・介護者教室
- ・高齢者配食サービス
- ・独居高齢者見守り支援

#### 基本目標4 充実したサービス提供体制と自立支援のまちづくり

- 現 状 高齢者と要支援・要介護認定者の更なる増加が見込まれる中で、安心して介護を受けられるサービス提供体制の整備が求められるとともに、自立支援の観点が重要となります。
- 目標 人口構造の変化の見通しを勘案した上で、サービス提供体制を計画的に整備し、かつ事業者への働きかけを通してサービスの質を向上させるとともに、適切なケアマネジメントを通して「充実したサービス提供体制と自立支援のまちづくり」を目指します。

#### ●主な施策●

- ・福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援
- ・介護職員定着支援補助(通称「介護版なりた手当」) 【新規】
- ·介護職員初任者研修受講料等補助【新規】
- ・介護保険関連施設等の整備

# 5 施策展開の考え方

#### ● ● 地域包括ケアシステムの深化・推進

国は、団塊の世代が75歳以上となる令和7 (2025) 年に向けて、医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの深化・推進を目指しています。本市では、「第7期成田市介護保険事業計画」を地域包括ケアの具現化に向けた計画として位置付け、各種の施策を展開してきました。その次期計画に当たる本計画期間においては、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策展開を図ります。特に、令和7年、また、団塊の世代の子の世代が65歳を迎える令和22 (2040) 年に向けて、高齢者の地域での生活を支援するサービス基盤・人的基盤の整備を計画的に進めることとします。

#### ● 地域共生社会の実現

高齢独居世帯・高齢夫婦世帯や認知症高齢者の増加等を背景に、地域における支え合いの必要性が高まっています。また、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、高齢者が地域・社会活動、健康増進や介護予防の活動など、地域や社会に参加して人との関わりを持ちながら、いつまでも生きがいを持って元気に活躍できる社会環境の整備が重要です。高齢者のほか、障がい者や子育て世帯、生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域でお互いが支え合い、そのつながりの中で生きがいを見出し、自立し安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向けた施策展開を図ります。

# 6 計画の重点施策

#### その1

本市の高齢化率、認定率等の将来推計等を踏まえ、今後も安定的かつ持続可能な介護保険財政 を運営するため、重度化の予防に重点的に取り組むとともに、地域の支え合いによる互助の推 進、元気な高齢者の活躍の場の創出、認知症に関する包括的な支援に取り組みます。

全ての地域包括支援センターに第2層生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員を 配置し、地域包括支援センターを拠点として、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

#### ●対象施策●

- ・生活支援サービスの体制整備【拡大】 生活支援コーディネーターの配置
- ・地域介護予防活動支援事業(高齢者居場所づくり事業補助金)【新規】
- ・地域介護予防活動支援事業(介護支援ボランティア活動推進事業)【拡大】
- ・認知症施策の推進 認知症地域支援推進員等設置事業 【拡大】

#### その2

高齢化の進行などに伴い介護サービスの需要が高まる一方で、介護分野における人材の不足が深刻な状況となっています。

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、また、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、介護サービスの安定的な提供体制を構築するために、介護人材の確保及び育成・定着支援を図ります。

#### ●対象施策●

- ・福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援
  - ①介護職員定着支援補助(通称「介護版なりた手当」) 【新規】
  - ②介護職員初任者研修受講料等補助【新規】

#### その3

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支 障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、地域 共生社会の実現につながることから、このような状態になっても地域で安心して暮らせるよう、 権利擁護支援のコーディネート等の役割を担う中核機関として、「(仮称)成年後見支援センタ ー」を設置し、支援が必要な人が必要なときに成年後見制度を利用できる体制を整備します。

#### ●対象施策●

・ (仮称) 成年後見支援センター運営事業【新規】

#### その4

高齢化が一層進むと見込まれる中で、令和7年・令和22年を見据え、高齢者の健康や生活の質の向上という観点から、介護予防の取組を通した健康寿命の延伸が非常に重要となります。このため、認知症、フレイル(虚弱)、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を予防する総合的なプログラムを取り入れた新たな介護予防教室「人生カッコよくプロジェクト」を開催し、効果検証を行うことにより、介護予防の取組を一層充実させていきます。

#### ●対象施策●

・認知症施策の推進 介護予防普及啓発事業(新たな介護予防教室)

# 7 サービス別給付費の推計

# ■介護給付費の推計

# (表中数値の単位は千円、以下同様)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度			
居	居宅介護サービス								
	訪問介護	414,636	420,951	441,540	448,711	638,459			
	訪問入浴介護	43,832	47,845	50,046	49,324	70,466			
	訪問看護	116,322	117,406	121,204	123,968	175,912			
	訪問リハビリテーション	6,071	6,720	6,891	7,313	10,265			
	居宅療養管理指導	65,344	66,754	69,564	70,927	101,049			
	通所介護	969,260	1,011,462	1,052,825	1,082,124	1,514,021			
	通所リハビリテーション	110,993	115,111	122,122	125,382	175,995			
	短期入所生活介護	225,071	237,431	248,407	250,807	353,141			
	短期入所療養介護	5,827	6,733	7,556	7,556	8,489			
	福祉用具貸与	207,568	216,756	226,561	230,446	325,711			
	特定福祉用具販売	10,816	11,577	11,935	12,247	17,207			
	住宅改修	11,239	12,342	13,488	13,488	19,040			
	特定施設入居者生活介護	272,121	306,540	310,908	277,313	395,846			
地	域密着型サービス								
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	31,944	34,391	35,603	36,412	50,574			
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0			
	地域密着型通所介護	304,284	316,676	328,690	340,071	473,345			
	認知症対応型通所介護	64,804	67,786	71,037	71,843	100,524			
	小規模多機能型居宅介護	291,791	309,310	321,908	324,705	458,036			
	認知症対応型共同生活介護	333,485	336,787	349,419	368,282	519,737			
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0			
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	46,376	46,402	46,402	52,518	77,504			
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0			
施設サービス									
	介護老人福祉施設	1,629,345	1,710,863	1,714,138	1,855,650	2,637,943			
	介護老人保健施設	959,457	959,990	973,457	1,113,188	1,605,951			
	介護医療院	29,126	102,635	102,635	332,304	332,304			
	介護療養型医療施設	0	0	0					
居	宅介護支援	338,291	352,529	366,533	378,388	526,579			
	合 計 【介護給付費】(I)	6,488,003	6,814,997	6,992,869	7,572,967	10,588,098			

# ■予防給付費の推計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度				
介護予防サービス									
介護予防訪問入浴介護	97	97	97	97	97				
介護予防訪問看護	4,702	4,705	5,328	5,593	7,104				
介護予防訪問リハビリテーション	1,380	1,381	1,381	1,381	2,071				
介護予防居宅療養管理指導	3,190	3,403	3,614	3,925	4,962				
介護予防通所リハビリテーション	6,174	6,178	6,178	6,178	6,663				
介護予防短期入所生活介護	1,400	1,401	1,401	1,401	2,101				
介護予防短期入所療養介護	115	116	116	116	116				
介護予防福祉用具貸与	18,874	19,375	20,018	21,161	27,242				
特定介護予防福祉用具販売	1,480	1,480	1,480	1,812	2,628				
介護予防住宅改修	3,073	3,073	3,073	4,097	5,121				
介護予防特定施設入居者生活介護	21,299	24,619	25,353	22,414	29,396				
地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	173	173	173	173	347				
介護予防小規模多機能型居宅介護	21,041	21,053	22,073	23,094	30,877				
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0				
介護予防支援	15,786	16,319	16,727	17,718	22,849				
合 計 【予防給付費】(Ⅱ)	98,784	103,373	107,012	109,160	141,574				
総給付費(I)+(Ⅱ)	6,586,787	6,918,370	7,099,881	7,682,127	10,729,672				

# ■標準給付費の推計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費	6,586,787	6,918,370	7,099,881	7,682,127	10,729,672
特定入所者介護サービス費等給付額	243,908	232,366	239,351	253,547	348,353
高額介護サービス費等給付額	166,540	174,655	184,495	199,254	276,742
高額医療合算介護サービス費等給付額	20,000	21,000	22,000	23,760	33,000
審査支払手数料	5,200	5,400	5,600	6,048	8,400
合 計 【標準給付費】	7,022,435	7,351,791	7,551,326	8,164,736	11,396,167

### ■地域支援事業費の推計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	227,584	237,725	237,725	248,705	273,865
包括的支援事業(地域包括支援センタ ーの運営)及び任意事業費	145,301	145,775	145,978	152,391	168,311
包括的支援事業(社会保障充実分)	48,372	48,036	50,147	50,149	50,153
合 計 【地域支援事業費】	421,257	431,536	433,850	451,245	492,329

# 8 介護保険関連施設等の整備

第7期計画において、重度要介護者の入所希望者状況の改善、高齢者への多様な住まいの提供、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加への対応策として、施設・居住系サービスの整備目標を掲げており、その達成状況については、以下のとおりです。

本計画における整備事業としては、重度要介護者の入所希望者状況への対応・介護離職ゼロに 向けた対応として、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備を行います。

次に、高齢者の住まいの多様化に対応するため、特定施設(介護付有料老人ホーム等)の整備を行います。また、認知症高齢者の増加への対応策として、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備を図ります。

医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加への対応としては、介護老人保健施設、介護医療院、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備を図ります。

また、特定施設の指定を受けていない施設も介護二一ズの受け皿となっていることから、これらの入居定員総数を踏まえて介護サービス基盤の整備を進めます。

#### ■主な施設の整備目標

サービスの種類	第7期 策定時 平成 29 年度	第7期 目標値 令和2年度	第 7 期 現状値 令和 2 年度	第 8 期 目標値 令和 5 年度	第8期 該当分
地域包括支援センター	4 か所 ・1 支所	5 か所 ・2 支所	5 か所 ・2 支所	5 か所 ・2 支所	_
短期入所生活介護・療養介護 (ショートステイ)	71 床	81 床	71 床	91 床	20 床
特定施設(介護付有料老人ホーム等)	205室	375 室	275 室	407 室	70 室
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	708床	808床	708床	948 床	200 床
介護老人保健施設	376 床	482 床	376 床	482 床	100 床
介護医療院	0床	0床	0床	146 床	146 床
小規模多機能型居宅介護	5 か所	7 か所	6 か所	8 か所	1か所
看護小規模多機能型居宅介護	_	_	0 か所	1 か所	1か所
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	108室	126 室	108室	126 室	18 室
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2 か所	3 か所	2 か所	3 か所	1か所

<sup>※</sup>現状値は、令和3 (2021) 年3月1日現在で記載しています。第7期計画における整備事業で、特定施設62室(新設)、介護老人福祉施設40床(増設)、介護老人保健施設6床(増設)、小規模多機能型居宅介護1か所(新設)について現在整備が進行しているところです。

#### ■特定施設の指定を受けない施設の定員総数

施設の種類	現状値(令和2年度)	見込(令和5年度)	
住宅型有料老人ホーム	172人	172人	
サービス付き高齢者向け住宅	141 人	141 人	

# 9 第1号被保険者の介護保険料

第8期計画(令和3(2021)年度~令和5(2023)年度)における第1号被保険者の所得段階別の保険料は、保険料基準額(月額4,800円)に保険料率を乗じて算出します。

#### ■所得段階別保険料

第7期 所得段階		第8期 所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階		第1段階	・生活保護を受給している人 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.3(※)	17,200円 (※)
第2段階		第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金 収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万 円以下の人	基準額 ×0.4(※)	23,000円 (※)
第3段階		第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金 収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	基準額 ×0.7(※)	40,300円 (※)
第4段階		第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市 民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	51,800円
第5段階		第 5 段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市 民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円を超える人	基準額 ×1.00	57,600円
第6段階		第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万 円未満の人	基準額 ×1.10	63,300円
第7段階		第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万 円以上 150 万円未満の人	基準額 ×1.20	69,100円
第8段階		第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 150 万 円以上 190 万円未満の人	基準額 ×1.30	74,800 円
第9段階		第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万 円以上 290 万円未満の人	基準額 ×1.50	86,400円
73 7 7276	L	第 10 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万 円以上 380 万円未満の人	基準額 ×1.60	92,100円
第 10 段階		第 11 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 380 万 円以上 570 万円未満の人	基準額 ×1.70	97,900円
7, 10 + 2, 10	<b>-</b>	第 12 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 570 万 円以上 760 万円未満の人	基準額 ×1.80	103,600円
第 11 段階		第 13 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 760 万 円以上 1,000 万円未満の人	基準額 ×2.00	115,200円
第 12 段階		第 14 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満の人	基準額 ×2.20	126,700円
第 13 段階		第 15 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満の人	基準額 ×2.40	138,200円
73 13 73 74	<b>-</b> L,	第 16 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 2,000 万円以上の人	基準額 ×2.60	149,700円

※第1段階から第3段階までは、消費税による公費を投入し、保険料を軽減しています。

<sup>◎</sup>第1段階から第5段階までの合計所得金額からは、年金収入に係る所得を控除しています。

<sup>◎</sup>第1段階から第16段階までの合計所得金額からは、長期(短期)譲渡所得に係る特別控除額を控除しています。



#### 第8期成田市介護保険事業計画

発 行:成田市

編 集:成田市福祉部介護保険課、高齢者福祉課

健康こども部健康増進課

〒286-8585

千葉県成田市花崎町 760 番地

(電話:0476-20-1545)

発行年月: 令和3年3月 登録番号: 成介20-052